

安城市監査公表第 17 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、
公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果
を公表する。

令和 6 年 11 月 22 日

安城市監査委員 中 西 肇

安城市監査委員 法 福 洋 子

1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

2 監査の対象

(1) 対象施設及び所管部局

安城市民会館・生涯学習部生涯学習課

(2) 指定管理者

株式会社ケイミックスパブリックビジネス

3 監査の期間

令和6年7月5日から令和6年10月30日まで

4 監査事項

令和5年度における指定管理に係る出納その他の事務の執行に関する事
及び指定管理業務に関する契約事務等に関する事

5 監査の方法

安城市監査基準に準拠し、指定管理に係る出納その他の事務が、法令、協定書等に従い適正に執行されているか、また、所管課が団体に対して適切な指導監督等を行っているかを主眼に抽出した会計諸帳簿及び証拠書類等を照合確認するとともに、現地を調査し関係職員の説明を聴取して行った。

6 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を設定した。

(1) 指定管理者に関するもの

重要リスク	監査の着眼点
(1) 条例・規則に基づく義務の履行が適切に行われないリスク	ア 事業及び施設の管理は、条例・規則に基づき適切にかつ効率的に行われているか。 イ 事業報告書の作成及び提出は条例・規則に基づき適正に行われているか。 ウ 条例に基づき、利用料等を減免している場合、その手続きは適正に行われているか。

(2) 協定書及び仕様書に基づく義務の履行が適切に行われないリスク	ア 施設及び設備の維持管理は、協定書及び仕様書どおり適切にかつ効率的に行われているか。 イ 協定等に基づく業務の履行は、適切に行われているか。 ウ 報告書等の提出は、協定書及び仕様書どおり適正になされているか。 エ 連絡調整会議及び重要事項の事前協議は、協定書及び仕様書どおり適正に行われているか。
(3) 施設の管理に係る出納関係帳簿等の整備、記帳が適正に行われないリスク	ア 出納関係帳簿の整備、記帳は適切になされているか。また、上席者は記帳結果を確認しているか。 イ 領収書等の証拠書類の整備、保存は適切に行われているか。 ウ 現金や印章等の管理は適切に行われているか。また、複数人で確認する体制となっているか。

(2) 所管課に関するもの

重要リスク	監査の着眼点
(1) 条例・規則に基づく義務の履行が適切に行われないリスク	ア 指定管理者の指定の手続きは、条例・規則に基づき適正に行われているか。 イ 指定管理者に対し、管理業務及びその経理の状況に関し報告を求め、調査し、指示をしているか。 ウ 指定管理者が必要と認め、利用時間を変更する場合、承認に関する必要な手続等が行われているか。
(2) 協定書及び仕様書に基づく義務の履行が適切に行われないリスク	ア 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。 イ 協定書等には、必要事項が適正に記載され、履行を確認しているか。また、複数人で確認する体制となっているか。 ウ 事業報告書の点検は、適切に行われているか。 エ 指定管理者と定期的な連絡調整会議を行い、課題の解決に向けて具体的な取り組みを行い、調整、指示しているか。

7 監査の結果

監査を実施した範囲において、「おおむね適正に処理されている」と認められた。

ただし、次に掲げる事項について改善すべき事項等が見受けられたため、今後

の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに改善に向けて必要な措置を講じられたい。

【指導事項】

1 行政財産目的外使用許可事務について

収入調定及び納入通知が、収入金額決定後3か月を経過しても作成されていなかったため、チェック体制を強化し、再発防止に努められたい。

2 基本協定書及び管理業務仕様書について

管理業務の再委託について、前回と同様に契約内容等が書面で市に報告されていなかったため、チェック体制を強化し、再発防止に努められたい。